

クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン 新旧対照表

令和4年10月7日作成
(10月17日青字部分追記)

旧(令和4年5月16日策定版)	新(令和4年10月7日策定版)	備考
<p>1 はじめに 1段落目 新型コロナウイルスは、人類の生命、財産、そして社会経済に大打撃を与え、公衆衛生の危機をもたらす等、未曾有の大被害を日本のみならず世界全体にもたらしています。 発生から二年余を経過した今も尚、デルタ株やオミクロン株等の変異株の拡大により、度重なる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出・解除される等、依然として厳しい状況が続いており、これまでの感染防止策等を見直す必要があります。</p>	<p>1 はじめに 1段落目 新型コロナウイルスは発生から既に二年半を経た今も尚、デルタ株やオミクロン株等の新たな変異種の出現と、これらによる感染拡大の度に、その脅威は留まるところを知りません。クラシック音楽界では2020年2月より政府のイベント自粛要請に応える形で、公演の自粛を行うと共に、他の業種に先駆けてガイドラインの整備を図って参りました。その上でクラシック音楽公演における客席及び舞台上での飛沫感染のリスクを科学的に検証し、ガイドラインの改定に反映させる等の自主的な努力も継続してまいりました。 依然として厳しい状況が続いておりますが、今般の第5次の改定については、コロナと共存し社会経済を回していくという政府の大きな政策転換を踏まえ、これまでの感染防止対策を見直したものです。</p>	
<p>1 はじめに 2段落目 本ガイドラインは、国の方針を踏まえ、第一弾として策定された劇場・音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン等を参考に、クラシック音楽公演の活動再開に向けたガイドラインとして実施すべき基本的事項を整理したものです。引き続き、一定の感染が続くことを踏まえ、適切な感染防止対策を図りつつ、クラシック音楽の持つ力が心豊かな社会の実現につながる事を願い、その使命と社会的役割を認識する必要があります。</p>	<p>1 はじめに 2段落目 本ガイドラインは、上記のような国の方針を踏まえ、公益社団法人全国公立文化施設協会が策定した「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」等を参考に、クラシック音楽公演活動のためのガイドラインとして実施すべき基本的事項を整理したものです。引き続き、一定の感染が続くことを踏まえ、適切な感染対策を図りつつ、クラシック音楽の持つ力が心豊かな社会の実現につながることを願い、その使命と社会的役割を認識する必要があります。クラシック音楽公演はそれを生業とする音楽家や関係者にとって、生きるための糧であり必要不可欠なものです。感染対策と文化芸術活動の両立をバランスよく継続してゆくことが我々公演主催者に求められています。</p>	

旧(令和4年5月16日策定版)	新(令和4年10月7日策定版)	備考
<p>2 本ガイドラインの位置付け 1段落目 本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年11月19日(令和4年3月17日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「対処方針」という。)を踏まえ、クラシック音楽公演運営推進協議会として、主としてプロフェッショナルの演奏者が行うクラシック音楽公演の開催における新型コロナウイルス感染症予防対策として実施すべき基本的事項を整理し、今後の取組の参考に供するために作成したものです。</p>	<p>2 本ガイドラインの位置付け 1段落目 本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年11月19日(令和4年9月8日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「対処方針」という。)を踏まえ、クラシック音楽公演運営推進協議会として、主としてプロフェッショナルの演奏者が行うクラシック音楽公演の開催における新型コロナウイルス感染症予防対策として実施すべき基本的事項を整理し、今後の取組の参考に供するために作成したものです。</p>	
<p>2 本ガイドラインの位置付け 2段落目 策定にあたっては、公益社団法人全国公立文化施設協会が策定した「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」の内容を踏まえた上で、公演主催者として、クラシック音楽公演に特化した公演実施手順に則して実施すべき項目を検討するとともに、舞台上におけるクラシック音楽公演の公演形態等も検討し、その特徴を反映したものを本ガイドラインに項目として加えました。</p>	<p>2 本ガイドラインの位置付け 2段落目 策定にあたっては、公演主催者として、クラシック音楽公演に特化した公演実施手順に則して実施すべき項目を検討するとともに、舞台上におけるクラシック音楽公演の公演形態等も検討し、その特徴を反映したものを本ガイドラインに項目として加えました。</p>	<p>公文協ガイドラインについては「1. はじめに」第2段落目に記載済み</p>

旧(令和4年5月16日策定版)	新(令和4年10月7日策定版)	備考
<p>2 本ガイドラインの位置付け 4、5段落目 公演主催者は、会場の所在する都道府県の知事からの要請等を踏まえ、施設管理者と公演主催者にて協議を行い、本ガイドラインが示す感染防止対策の対応がどの程度実施できるかを踏まえた慎重な判断を行うとともに、実施にあたっては、公演主催者、施設管理者、出演者、楽団等については関わる出演者とスタッフ、公演実施に関わる舞台スタッフ、運営に関わるすべてのスタッフ等との十分なコミュニケーションを踏まえ、公演開催の意義や必要性等を理解し、お客様に対して適切な環境の整備と上演内容の質が保たれるよう、知恵を出し合い、円滑に公演が遂行されるよう、すべての関係者に対しての相互理解を強く望みます。 公演等の開催にあたって、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底するとともに、本ガイドラインに基づく取り組みを行う旨ウェブサイト等で公表する必要があります。</p>	<p>2 本ガイドラインの位置付け 4段落目 また公演主催者は、会場の所在する都道府県の知事からの要請等を踏まえ、施設管理者と公演主催者にて協議を行い、本ガイドラインが示す感染防止対策やリスク許容がどの程度実施できるかを踏まえた慎重な判断が求められます。その上で、公演主催者、施設管理者、出演者、スタッフ等との十分なコミュニケーションを踏まえ、公演開催の意義や必要性等を理解し、お客様に対して適切な環境の整備と上演内容の質が保たれるよう、知恵を出し合い、円滑に公演が遂行されるよう、すべての関係者に対する相互理解を踏まえ、安全な公演環境を創出することに全力を尽くさなければなりません。なお、公演実施にあたっては、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底するとともに、本ガイドラインに基づく取り組みを行う旨ウェブサイト等で公表するほか、イベント開催時のチェックリストをウェブサイト等で公表し、公演終了日から1年間保管することも求められていますので、ご注意ください。</p>	<p>ここで言うチェックリストは、“都道府県の定めるチェックリスト”のことで、当ガイドライン付随のチェックリストとは別のものですので、ご注意ください。 (当サイトに掲載している、ガイドライン付随のチェックリストは、公表義務はございません。) 各都道府県が独自の書式で「感染防止安全計画」(5000人以上のイベントが対象)ないし「感染防止安全計画を策定しないイベントのチェックリスト」をウェブサイト等から公表しておりますので、そちらの作成・公表・保管をお願いいたします。 ※チェックリストの名称は、都道府県によって若干異なります。</p>
<p>2 本ガイドラインの位置付け 6段落目 なお、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、新型コロナウイルスの感染の地域における動向や集団感染(クラスター)の発生状況、専門家の知見を踏まえ、必要に応じて適宜改定を行うものいたします。</p>	<p>2 本ガイドラインの位置付け 5段落目 本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、専門家の知見を踏まえ、必要に応じて適宜改定を行うものいたします。本ガイドラインの策定、改訂にあたりましては、関係省庁及び専門家の確認を経ていきます。</p>	<p>地域動向や集団感染に関する記述は削除。 省庁及び専門家確認に関する記述は、ガイドライン末尾からこちらへ移動。</p>
<p>3 感染防止のための基本的な考え方 1段落目 公演主催者は、地域の感染状況を踏まえ、各都道府県の対応に基づいて開催の可否を検討する。その上で、会場の規模や特性、公演の形態、内容や演目等を十分に踏まえ、施設設置者、施設管理者、公演出演者、スタッフ等と協力して新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、必要な対策を講ずるものとする。</p>	<p>3 感染防止のための基本的な考え方 1段落目 公演主催者は、地域の感染状況を踏まえ、各都道府県の対応に基づいて開催の可否を検討してください。その上で、会場の規模や特性、公演の形態、内容や演目等を十分に踏まえ、施設設置者、施設管理者、公演出演者、スタッフ等と協力して新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、必要な対策を講じてください。</p>	

旧(令和4年5月16日策定版)	新(令和4年10月7日策定版)	備考
<p>3 感染防止のための基本的な考え方 2段落目 クラシック音楽公演の特徴として、歌唱や吹奏楽器の演奏といった、感染を拡散するリスクを必ずしも排除しきれない行動が、演奏上又は表現上の理由により不可欠であることが挙げられます。</p>	<p>3 感染防止のための基本的な考え方 2段落目 クラシック音楽公演の特徴として、公演中は、お客様がステージの方向を向いて、言葉を発することなく、客席で静かに鑑賞するという、静謐なスタイルが特徴であり、会場となるコンサートホールは、各種法令等により高機能の空調設備の整備が義務付けられており、機械的に換気されています。その反面、生身の人間による実演にこそクラシック音楽公演の真価があるため、歌唱や吹奏楽器の演奏といった、感染を拡散するリスクを必ずしも排除しきれない行動が演奏上又は表現上の理由により不可欠であることも挙げられます。</p>	<p>クラシック音楽公演の特徴及び空調設備に関する内容は、旧4段落目からこちらに移動。</p>
(該当なし)	<p>3 感染防止のための基本的な考え方 3段落目 よって、出演者及びスタッフ等、公演活動に従事する者の重症化等を予防するため、必要回数のワクチン接種を業界として強く推奨すると共に、接種に向けた環境を整備する必要があります。ただし、個人の意思や接種出来ない方がいることへの配慮をお願いいたします。</p>	
<p>3 感染防止のための基本的な考え方 3～5段落目 また、公演自体はもとより、練習・稽古等の段階やリハーサル、公演前後の控室・楽屋等においても、公演関係者間で感染を拡散するリスクがあることから、感染対策を徹底して行う必要があることも十分に認識するとともに、公演活動に従事する者の感染リスク及び重症化リスクを減らすため、ワクチン接種を強く推奨し、接種に向けた環境を整備する必要があります。 一方で、会場となるコンサートホールは、各種法令等により高機能の空調設備の整備が義務付けられており、強制的な機械換気が可能な事や、公演中は、お客様がステージの一方方向を向いて、言葉を発する事なく、客席で静かに鑑賞するという、静謐なスタイルが特徴です。 これらの特徴等も踏まえて以下の具体的な対策を講じていただくよう提唱します。</p>	<p>3 感染防止のための基本的な考え方 4段落目 以上を踏まえ、必要回数のワクチン接種の促進と共に継続的な感染防止対策を引き続き行うことが求められます。公演自体はもとより、練習・稽古等の段階やリハーサル、公演前後の控室・楽屋等においても、公演関係者間で感染を拡散するリスクがあることから、総合的な感染対策を徹底して行う必要があることも十分に認識するとともに、これらの特徴等を踏まえて本ガイドラインに示す以下の具体的な対策を講じていただくよう提唱します。</p>	<p>空調設備及びクラシック音楽公演の特徴に関する内容(旧4段落目)は、同項2段落目に移動。</p>

旧(令和4年5月16日策定版)	新(令和4年10月7日策定版)	備考
<p>4ノ第1章ノ1. 施設管理者との調整 公演主催者は施設管理者と国や各自治体の発している収容率等の方針のもと、感染防止対策について事前に調整する。下記のような感染対策が実施されるよう、施設管理者の協力を得て、努めるものとする。尚、感染が疑われる者が発生した場合には速やかに連携が図られるよう、所轄の保健所との連絡体制を整える。</p>	<p>4ノ第1章ノ1. 施設管理者との調整 公演主催者は施設管理者と国や各自治体による収容率等の方針のもと、感染防止対策について事前に調整する。下記のような感染対策が実施されるよう、施設管理者の協力を得て、努めるものとする。尚、必要に応じて所轄の保健所との連絡体制を整える。</p>	
<p>4ノ第1章ノ1. 施設管理者との調整 (1) 手洗い・手指の消毒を徹底するとともに、入場口付近及び各所に手指消毒剤を設置し、使用を促す。</p>	<p>4ノ第1章ノ1. 施設管理者との調整 (1) 手洗い・手指の消毒を励行するとともに、入場口付近及び各所に適切な手指消毒剤を設置し、使用を促す。</p>	
<p>4ノ第1章ノ1. 施設管理者との調整 (2)非接触型の体温計やサーモグラフィ等を配備し、利用を案内するスタッフを配置する。</p>	<p>4ノ第1章ノ1. 施設管理者との調整 (2)非接触型の体温計やサーモグラフィ等の配備を検討する。</p>	
<p>4ノ第1章ノ1. 施設管理者との調整 (3)マスクを忘れたお客様及び出演者等に対して配布や販売可能な適切なマスク(不織布マスクを推奨する)を準備する。</p>	<p>4ノ第1章ノ1. 施設管理者との調整 (3)マスクを忘れ、かつ着用で同意いただけたお客様に対して配布や販売可能な適切なマスク(不織布マスクを推奨する)を準備する。</p>	<p>「かつ着用で同意いただけた」を追記。 出演者等への配布については、第2章4.に記載。</p>
<p>該当なし</p>	<p>4ノ第1章ノ1. 施設管理者との調整 (4)マスク未着用のお客様には、会場内において他者と身体的距離(2m以上を目安)がとれない場合、他者と距離がとれるが会話を行う場合、屋外において他者と距離がとれず会話を行う場合は、着用を推奨する。</p>	<p>政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づいた記載。</p>

旧(令和4年5月16日策定版)

新(令和4年10月7日策定版)

備考

<p>該当なし</p>	<p>4ノ第1章ノ1. 施設管理者との調整 (5)マスク着用を推奨する場面において、病気や障害によりマスクの着用等が困難なお客様への対応については、国や自治体等の対応指針等に添って適切に対応し、差別等が生じないように十分に配慮する。 (参考HP)「マスク等の着用が困難な状態にある発達障害のある方等への理解について」 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14297.html (厚生労働省)</p>	<p>厚生労働省のホームページに基づいた記載。</p>
<p>4ノ第1章ノ1. 施設管理者との調整 (4)マスク未着用や大声を出されるお客様には個別に注意するスタッフを配置し、スタッフの指示に従わないお客様にはご退場いただくよう要請する。</p>	<p>4ノ第1章ノ1. 施設管理者との調整 (6)大声を出されるお客様やスタッフの指示に従わないお客様に対して、個別に注意するスタッフの配置を検討する。</p>	<p>マスク未着用のお客様に対する対応は(4)に記載</p>
<p>4ノ第1章ノ1. 施設管理者との調整 (5)接客や対面での案内を行うスタッフには、お客様と十分な間隔(概ね1m以上)を取るとともに、マスクを正しく常時着用させ、必要に応じて手袋も使用させる。</p>	<p>4ノ第1章ノ1. 施設管理者との調整 (7)接客や対面での案内を行うスタッフには、お客様と十分な間隔を取るとともに、マスク(不織布マスクを推奨する。以下、スタッフの着用マスクの種類について同じ)を正しく常時着用させ、手指をこまめに消毒させる。</p>	<p>「概ね1m以上」は削除。 「必要に応じて手袋も使用」は削除。マスクの種類及び手指消毒について追加。</p>
<p>4ノ第1章ノ1. 施設管理者との調整 (6)対面販売を行うブース等には、換気に注意をしたうえで透明ビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。</p>	<p>(削除)</p>	<p>対面販売でのビニールカーテン等の設置に関する記載は削除。</p>
<p>4ノ第1章ノ1. 施設管理者との調整 (7)お客様が並ぶ可能性がある場所に、十分な間隔(最低1m)を確保することを求める案内を掲示する。</p>	<p>4ノ第1章ノ1. 施設管理者との調整 (8)お客様が並ぶ可能性がある場所に、十分な間隔を確保することを求める案内を掲示する。</p>	<p>「最低1m」は削除。</p>
<p>4ノ第1章ノ1. 施設管理者との調整 (8)トイレについては、不特定多数が触れる場所は定期的かつこまめな清掃・消毒を行い、ペーパータオルの設置を推奨する。</p>	<p>4ノ第1章ノ1. 施設管理者との調整 (9)トイレについては、不特定多数が触れる場所は定期的に清掃・消毒するよう努め、ペーパータオルの設置を推奨する。</p>	
<p>4ノ第1章ノ1. 施設管理者との調整 (9)不特定多数の人が触れる箇所(扉、蛇口、手すり、エレベーターボタン、エスカレーターのベルト、テーブル、椅子等)は、定期的かつこまめに消毒する。</p>	<p>4ノ第1章ノ1. 施設管理者との調整 (10)不特定多数の人が触れる箇所の定期的な消毒に努める。</p>	

旧(令和4年5月16日策定版)	新(令和4年10月7日策定版)	備考
<p>4ノ第1章ノ1. 施設管理者との調整 (10)ホール内でお客様が入场するすべてのエリアで適切な換気を実施し、入場時や休憩時は扉等を解放し外気を取り入れる等、必要に応じて扇風機、サーキュレーターによる換気を行い換気量(20m³/時以上)を保持できるように努める。</p>	<p>4ノ第1章ノ1. 施設管理者との調整 (11)ホール内でお客様が入场するすべてのエリアで適切な換気を実施し、入場時や休憩時は扉等を解放し外気を取り入れる等、換気量(可能な限り30m³/時/人以上)を保持できるように努める。必要に応じて扇風機、サーキュレーターを用いることは換気量を増やすために有効であるが、人の呼吸域の高さ(立位で150cm程度、座位で120cm程度)において横向きの風を出した場合には、飛沫がより遠くまで飛散することがあるので、高さの設定には注意が必要である。</p>	
<p>4ノ第1章ノ1. 施設管理者との調整 (11)体調を崩されたお客様を案内する為、換気の良い救護室を確保し、案内者を特定しておく。使用した際は適切な消毒手当を施す。平熱と比べて高い発熱、咳、味覚・嗅覚障害等の症状がある場合に、直ちに医療機関を受診できるよう、紹介する医療機関を特定しておく。</p>	<p>4ノ第1章ノ1. 施設管理者との調整 (12)体調を崩され自力で帰宅することが難しいお客様を案内する為、換気の良い救護室を確保し、案内者を特定しておく。使用した際は適切な消毒手当を施す。</p>	<p>「自力で帰宅することが難しいお客様」に限定。医療機関の特定に関する記述を削除。</p>
<p>4ノ第1章ノ1. 施設管理者との調整 (12)接触感染アプリ(COCA) (自治体独自の通知アプリ、QRコードを活用したシステムを含む)について公演チラシ、公演主催者及び施設管理者のウェブサイト、公演当日の会場等に掲載することにより利用を促す。</p>	<p>(削除)</p>	<p>COCAに関する記述を削除。</p>
<p>4ノ第1章ノ1. 施設管理者との調整 (13)高齢者や既往歴のある方など重症化リスクの高い入場者については、慎重な対応を行っていただくよう、公演主催者及び施設管理者のウェブサイト等により注意喚起を促す。</p>	<p>4ノ第1章ノ1. 施設管理者との調整 (14)高齢者や基礎疾患のある方など重症化リスクの高い入場者については、必要回数のワクチン接種を推奨し、慎重な対応を行っていただくよう、公演主催者及び施設管理者のウェブサイト等により注意喚起を促す。</p>	
<p>4ノ第1章ノ2. 感染防止対策の周知 お客様に以下を徹底いただくと共に、出演者と接する入り待ちや出待ち、プレゼントや花束等については控えていただくよう予め周知する。</p>	<p>4ノ第1章ノ2. 感染防止対策の周知 お客様に以下を徹底いただくよう予め周知する。</p>	<p>出演者との接触の制限に関する記述を削除。</p>

旧(令和4年5月16日策定版)	新(令和4年10月7日策定版)	備考
<p>4ノ第1章ノ2. 感染防止対策の周知 (3)会場内では適切なマスクを鼻にフィットさせた正しい常時着用を徹底しお客様同士の接触は控え、会話は必要最低限に留め、マスク着用下においても咳をする時には腕で口を覆うまたは下を向く等の咳エチケットも実践する。</p>	<p>4ノ第1章ノ2. 感染防止対策の周知 (3)会場内で他者と身体的距離(2m以上を目安)がとれない場合、他者と距離がとれるが会話を行う場合は、適切なマスクを鼻・口にフィットさせた正しい着用を推奨し、お客様同士の接触は控えていただくよう周知する。</p>	<p>マスク着用を推奨する場面を記載。会話の制限、マスク着用下でのさらなる咳エチケットについては削除。</p>
<p>4ノ第1章ノ2. 感染防止対策の周知 (4)こまめな手指消毒又は手洗いをを行う。接触感染防止のため不用意に自分の目・鼻・口を触らない。</p>	<p>4ノ第1章ノ2. 感染防止対策の周知 (4)こまめな手指消毒又は手洗いをを行う。</p>	<p>「接触感染防止のため」以降は削除。</p>
<p>4ノ第1章ノ2. 感染防止対策の周知 (5)来場前に検温し、次の条件に該当する方は入場できないことを周知する。その際、チケット代金の払い戻し等の条件については、発売前に告知する等、お客様に対し来場を控えていただくケースを事前に十分周知する。 ①検温の結果、平熱と比べて高い発熱がある。 ②咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、眼の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐の症状がある。 ③新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触者であり政府所定の待機期間中である。 ④政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴があり政府所定の待機期間中である、もしくは待機期間中の当該者との濃厚接触がある。</p>	<p>4ノ第1章ノ2. 感染防止対策の周知 (5)次の条件に該当する方は入場できないことを周知する。その際、チケット代金の払い戻し等の条件については、発売前に告知する等、お客様に対し来場を控えていただくケースを事前に十分周知する。 ①検温の結果、平熱と比べて1度程度以上の高い発熱がある。 ②体調不良の症状がある。 ③新型コロナウイルス感染症陽性者又は濃厚接触者で政府所定の隔離期間にある。 ④政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴があり政府所定の待機期間中である。</p>	<p>「来場前に検温し、」は削除 「もしくは」以降は削除。</p>
<p>4ノ第1章ノ2. 感染防止対策の周知 (6)新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCCA) (自治体独自の通知アプリ、QRコードを活用したシステムを含む)について公演チラシ、公演主催者及び施設管理者のウェブサイト、公演当日の会場等に掲載し、来場者に利用を促す。接触確認アプリを機能させるため、電源及びBluetoothをonにした上で、マナーモードにすることを推奨する。</p>	<p>4ノ第1章ノ2. 感染防止対策の周知 (削除)</p>	<p>COCCAに関する記述を削除</p>

旧(令和4年5月16日策定版)	新(令和4年10月7日策定版)	備考
4ノ第1章ノ2. 感染防止対策の周知 (7)交通機関の分散利用や、公演前後の飲食・会合の抑制等、公演開催地の自治体の方針に従って注意喚起する。	4ノ第1章ノ2. 感染防止対策の周知 (6)交通機関の分散利用等、公演開催地の自治体の方針に従って注意喚起する。	「公演前後の飲食・会合の抑制」は削除
4ノ第1章ノ3. チケット販売と発券 チケットの販売と発券は、接触を抑制する観点から、可能な限り以下のように行う。その際お客様から氏名及び緊急連絡先の把握に努めるとともに、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得る事、又、前項2(5)に記載の入場制限とそれに伴うチケット代金の払い戻し等の条件について周知する。	4ノ第1章ノ3. チケット販売と発券 チケットの販売と発券は、接触を抑制する観点から、可能な限り以下のように行う。又、前項2(5)に記載の入場制限とそれに伴うチケット代金の払い戻し等の条件について周知する。	「その際お客様から氏名及び緊急連絡先の把握に努めるとともに、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得る事、」は削除
4ノ第1章ノ3. チケット販売と発券 (1)チケットは事前にご購入いただき、当日にご持参いただく。可能な範囲で、オンラインチケットやキャッシュレス決済をお奨めし、ご利用いただく。	4ノ第1章ノ3. チケット販売と発券 (1)チケットは事前にご購入いただき、当日にご持参いただくよう推奨する。可能な範囲で、オンラインチケットやキャッシュレス決済をお奨めし、ご利用いただく。	
4ノ第1章ノ3. チケット販売と発券 (2)チケット販売の窓口スタッフに適切なマスク、必要に応じて手袋も使用させる。	4ノ第1章ノ3. チケット販売と発券 (2)チケット販売の窓口スタッフに適切なマスクを正しく着用させ、手指をこまめに消毒させる。	
4ノ第1章ノ3. チケット販売と発券 (3)対面でチケット販売を行う場合は、換気に配慮したうえで透明ビニールカーテンやアクリル板等を設置する。	4ノ第1章ノ3. チケット販売と発券 (削除)	対面販売でのビニールカーテン等の設置に関する記載は削除。
4ノ第1章ノ3. チケット販売と発券 (4)当日券を購入する際は、チケット売場で前の人と十分な間隔(最低1m)を空けて整列していただくよう、足元などにサイン等を示す。	4ノ第1章ノ3. チケット販売と発券 (3)当日券を購入する際は、チケット売場で前の人と十分な間隔を空けて整列していただくよう、足元などにサイン等を示す。	「(最低1m)」は削除
4ノ第1章ノ3. チケット販売と発券 (5)不特定多数の人が触れる箇所を定期的かつこまめに消毒するよう、チケット販売窓口スタッフに周知徹底する。	4ノ第1章ノ3. チケット販売と発券 (4)不特定多数の人が触れる箇所の定期的な消毒に努めるよう、チケット販売窓口スタッフに周知徹底する。	
4ノ第1章ノ4. 入場時の対応 (2)入場するお客様に、十分な間隔(最低1m)を確保することを求める案内を掲示する。	4ノ第1章ノ4. 入場時の対応 (2)入場するお客様に、十分な間隔を確保することを求める案内を掲示する。	「(最低1m)」は削除

旧(令和4年5月16日策定版)	新(令和4年10月7日策定版)	備考
<p>4ノ第1章ノ4. 入場時の対応 (3)入場の際に、お客様に検温のご協力をお願いする。平熱と比べて高い熱が確認された際には入場をお断りすること等を事前に周知する。</p>	<p>4ノ第1章ノ4. 入場時の対応 (3)非接触式体温計やサーモグラフィー等を配備し、入場時にお客様の体温測定を行うことを推奨する。平熱と比べて1度程度以上の高い熱が確認された際には入場をお断りすること等を事前に周知する。</p>	
<p>4ノ第1章ノ4. 入場時の対応 (4)入場時のチケット半券のもぎりは、入口の滞留状況等を想定し、簡略化(来場者が自らもぎって箱に入れ、主催者は可能であれば目視で確認)するか、係員のこまめな手指消毒(若しくは手袋着用)の徹底かを検討する。</p>	<p>4ノ第1章ノ4. 入場時の対応 (4)入場時のチケット半券のもぎりを係員が行う場合は手指をこまめに消毒する。</p>	
<p>4ノ第1章ノ4. 入場時の対応 (5)入場時マスクを着用していないお客様には個別に注意し、施設内でのマスクの正しい常時着用を求め、配布や販売できる適切なマスクを準備する。</p>	<p>4ノ第1章ノ4. 入場時の対応 (5)入場時マスクを着用していないお客様にはマスクを着用するよう推奨し、配布や販売できる適切なマスクを準備する。</p>	
<p>4ノ第1章ノ4. 入場時の対応 (7)原則として、プログラムの手渡しは行わず所定の場所からお客様ご自身で取っていただくようにする。可能な範囲で、オンラインによる配布をお奨めする。</p>	<p>4ノ第1章ノ4. 入場時の対応 (7)プログラムを係員が手渡しする場合は手指をこまめに消毒する。</p>	
<p>4ノ第1章ノ4. 入場時の対応 (8)オペラグラス等の貸し出しは十分な消毒を行う。消毒が行えない場合は貸し出しをしない。</p>	<p>4ノ第1章ノ4. 入場時の対応 (8)オペラグラス等を貸し出す際には十分な消毒を行う。</p>	「消毒が行えない場合」以降は削除。
<p>4ノ第1章ノ4. 入場時の対応 (9) チケットもぎりのスタッフにマスクを正しく常時着用させ、必要に応じて手袋も使用させる。</p>	<p>4ノ第1章ノ4. 入場時の対応 (9)チケットもぎりのスタッフにマスクを正しく常時着用させ、手指をこまめに消毒させる。</p>	
<p>4ノ第1章ノ4. 入場時の対応 (10) クロークスタッフにマスクを正しく常時着用させ、必要に応じて手袋を着用させる。可能であれば、利用者を最小限とすることを周知する。</p>	<p>4ノ第1章ノ4. 入場時の対応 (10)クロークスタッフにマスクを正しく常時着用させ、手指をこまめに消毒させる。</p>	利用者数制限については削除。
<p>4ノ第1章ノ4. 入場時の対応 (11) お客様に出演者の入待ちを極力控えていただき、プレゼントや花束等は極力控えるよう周知する。</p>	<p>4ノ第1章ノ4. 入場時の対応 (削除)</p>	出演者との接触の制限に関する項目は削除。

旧(令和4年5月16日策定版)	新(令和4年10月7日策定版)	備考
<p>4ノ第1章ノ5. 客席</p> <p>(1)来場者の配席についてはできるだけ指定席とするなど、感染者が発生した場合に速やかに対応できるよう備える。</p> <p>(2)座席の最前列付近は、公演形態や演目内容を踏まえ第2章 5.(2)を参照のうえ適切な対策を取る。</p>	<p>4ノ第1章ノ5. 客席 (旧(1)は削除)</p> <p>(1)座席の最前列付近は、公演形態や演目内容を踏まえ第2章 5.(3)を参照のうえ適切な対策を取る。</p>	<p>配席(指定席)に関する記述は削除</p>
<p>4ノ第1章ノ5. 客席</p> <p>(3)国の事務連絡や各都道府県の要請を前提とし、地域の感染の収束状況、公演の形態・内容、上演時間、観客層等を踏まえつつ、来場者による大声での歓声や・声援等がないことを前提とした公演である場合、必要となる感染防止対策を総合的に講じた上で、収容定員までの配席数とすることができる。</p>	<p>4ノ第1章ノ5. 客席</p> <p>(2)来場者による大声での歓声や声援等がないことを前提とした公演である場合、地域の感染の収束状況、公演の形態・内容、上演時間、観客層等を踏まえ、必要となる感染防止対策を総合的に講じた上で、収容定員までの配席数とすることができる。この際、感染状況等に応じて国や都道府県等から別途要請がある場合には、その内容に沿った対応を行うよう留意する。</p>	
<p>4ノ第1章ノ5. 客席</p> <p>(4)ブラボー等の大声での声援は行わない事を徹底し、拍手のみとしていただくよう周知する。大声を出すお客様がいた場合、個別に注意等を行う。スタッフの指示に従わないお客様にはご退場いただくよう要請する。</p>	<p>4ノ第1章ノ5. 客席</p> <p>(3)ブラボー等の大声での声援は行わないことを徹底し、拍手のみとしていただくよう周知する。大声を出すお客様がいた場合、個別に注意等を行う。スタッフの指示に従わないお客様にはご退場いただくよう要請する。</p>	
<p>4ノ第1章ノ6. 開場時、休憩時間における対応</p> <p>(1)開場時及び休憩時間</p> <p>・マスクの正しい常時着用について注意喚起・徹底する。会話は必要最低限に留め、自席で静かに過ごすよう周知する。</p> <p>・ロビーやホワイエでは十分な間隔(最低1m)を確保し、会話は必要最低限に留めるように周知する。</p>	<p>4ノ第1章ノ6. 開場時、休憩時間における対応</p> <p>(1)開場時及び休憩時間</p> <p>・ロビーやホワイエでは十分な間隔を確保するように周知する。</p> <p>・十分な間隔を取らず会話をされるお客様に対しては、マスクの正しい着用を推奨する。</p>	
<p>4ノ第1章ノ6. 開場時、休憩時間における対応</p> <p>(1)開場時及び休憩時間</p> <p>・不特定多数の人が触れる場所を触れた場合には手洗い又は手指の消毒を周知する。</p>	<p>4ノ第1章ノ6. 開場時、休憩時間における対応</p> <p>(1)開場時及び休憩時間</p> <p>・不特定多数の人が触れる場所に触れた場合には手洗い又は手指消毒をするよう周知する。</p>	

旧(令和4年5月16日策定版)	新(令和4年10月7日策定版)	備考
4ノ第1章ノ6. 開場時、休憩時間における対応 (1)開場時及び休憩時間 ・お客様ご自身の手で不用意に目・鼻・口等を触らないよう周知する。	4ノ第1章ノ6. 開場時、休憩時間における対応 (1)開場時及び休憩時間 (削除)	目・鼻・口を触らない事については削除
4ノ第1章ノ6. 開場時、休憩時間における対応 (1)開場時及び休憩時間 ・ホワイエやロビー等の飲食用に感染防止策を行ったエリア以外では飲食をしないよう周知する。また、客席での食事は、長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、自粛いただくことを徹底する。	4ノ第1章ノ6. 開場時、休憩時間における対応 (1)開場時及び休憩時間 ・ホワイエやロビー等の飲食用に感染防止策を行ったエリア以外では飲食をしないよう周知する。	客席での食事自粛についてはクラシック音楽公演会場では常識であるため、削除
4ノ第1章ノ6. 開場時、休憩時間における対応 (1)開場時及び休憩時間 ・トイレでは、十分な間隔(最低1m)を空けて整列するよう周知する。	4ノ第1章ノ6. 開場時、休憩時間における対応 (1)開場時及び休憩時間 ・トイレでは、十分な間隔を空けて整列するよう周知する。	「(最低1m)」は削除
4ノ第1章ノ6. 開場時、休憩時間における対応 (2)飲食を提供する場 ・飲食を提供する場合は、家族等の同一グループと他のグループとの距離が十分な間隔(概ね1m以上)となるよう座席を配置する。	4ノ第1章ノ6. 開場時、休憩時間における対応 (2)飲食を提供する場 ・飲食を提供する場合は、家族等の同一グループと他のグループとの距離が十分な間隔となるよう座席を配置する。	「(概ね1m以上)」は削除
4ノ第1章ノ6. 開場時、休憩時間における対応 (2)飲食を提供する場 ・使い捨ての紙皿や紙コップの使用を推奨する。 ・飲食後のごみはビニール袋に入れて密閉して縛り、お持ち帰りいただくことを推奨する。 ・お薬の服用や水分補給のための飲料水は持参いただくよう周知する。	4ノ第1章ノ6. 開場時、休憩時間における対応 (2)飲食を提供する場 (削除)	使い捨て食器、ごみの持ち帰り、飲料水持参については削除
4ノ第1章ノ6. 開場時、休憩時間における対応 (2)飲食を提供する場 ・酒類を提供する場合は過度な飲酒の自粛を呼びかける。酒類提供は特定都道府県の会場では自粛。まん延防止等重点措置地域では上記感染防止策を講じた上で提供可だが、感染拡大地域における国の目安に留意する。その他の地域については飲食時間の短縮・限定により提供時間を制限する。	4ノ第1章ノ6. 開場時、休憩時間における対応 (2)飲食を提供する場 ・酒類を提供する場合は都道府県の制限に応じて行う。	

旧(令和4年5月16日策定版)	新(令和4年10月7日策定版)	備考
4ノ第1章ノ7. 公演終了後の対応 (1)退場時について ・ 公演終了後の退場に際して、会場の扉を全て解放する等、複数の退場路を設定し十分な間隔(最低1m)が確保出来るよう周知する。	4ノ第1章ノ7. 公演終了後の対応 (1)退場時について ・ 公演終了後の退場に際して、会場の扉を全て解放する等、複数の退場路を設定し十分な間隔が確保出来るよう周知する。	「(最低1m)」は削除
4ノ第1章ノ7. 公演終了後の対応 (1)退場時について ・ お客様に楽屋訪問や出演者の出待ちを極力控えるよう周知する。	4ノ第1章ノ7. 公演終了後の対応 (1)退場時について ・ (削除)	出演者との接触の制限に関する記述を削除
4ノ第1章ノ7. 公演終了後の対応 (2)物品販売 ・ パンフレット、グッズ等の販売を行う場合は、十分な間隔(最低1m)をあけて整列するよう周知する。	4ノ第1章ノ7. 公演終了後の対応 (2)物品販売 ・ パンフレット、グッズ等の販売を行う場合は、十分な間隔をあけて整列するよう周知する。	「(最低1m)」は削除
4ノ第1章ノ7. 公演終了後の対応 (2)物品販売 ・ スタッフがマスク、必要に応じて手袋を着用することを周知する。	4ノ第1章ノ7. 公演終了後の対応 (2)物品販売 ・ スタッフがマスクを着用することを周知する。	「必要に応じて手袋」は削除
4ノ第1章ノ7. 公演終了後の対応 (2)物品販売 ・ 対面販売の場合、換気に注意をしたうえで透明ビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。 ・ 不特定多数の人が触れるサンプル品・見本は置かないようスタッフに周知する。	4ノ第1章ノ7. 公演終了後の対応 (2)物品販売 (削除)	ビニールカーテン、見本に関する記述は削除
4ノ第1章ノ7. 公演終了後の対応 (3)サイン会等 ・ 感染防止の為サイン会を実施しない場合は周知する。 実施する場合は手指消毒、正しいマスクの着用等感染対策に十分留意する。	4ノ第1章ノ7. 公演終了後の対応 (3)サイン会等 ・ サイン会を実施する場合は手指消毒、正しいマスクの着用等感染対策に十分留意する。	実施しない場合に関する記述は削除
4ノ第1章ノ7. 公演終了後の対応 (3)サイン会等 ・ 楽屋口等での出待ちは極力控えるよう周知する。 ・ 出演者へのプレゼントや花束等は極力控えるよう周知する。	4ノ第1章ノ7. 公演終了後の対応 (3)サイン会等 (削除)	出演者との接触の制限に関する記述を削除

旧(令和4年5月16日策定版)	新(令和4年10月7日策定版)	備考
<p>4ノ第1章ノ8. 当日、感染が疑われる人が出たときの対応 (1)速やかに救護室へ案内し、隔離する。</p>	<p>4ノ第1章ノ8. 当日、体調不良者が出たときの対応 (1)自力で帰宅できる状態であれば、すみやかにお帰りいただく。 (2)自力で帰宅できない状態であれば速やかに救護室へ案内し、救急車を手配する。</p>	
<p>4ノ第1章ノ8. 当日、感染が疑われる人が出たときの対応 (2)対応するスタッフは、マスクや手袋を着用のうえ発熱者との接触を避けて対応する。 (3)速やかに、あらかじめ特定しておいた医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受ける。 (4)保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、可能な限り必要な情報提供を速やかに行えるよう体制を整えるとともに、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得る事を事前に周知する。 (5)スタッフによって取得した個人情報の名簿は、漏洩することがないように1か月以上を目安に適切に管理・保存の上、適切に破棄する。</p>	<p>4ノ第1章ノ8. 当日、体調不良者が出たときの対応 (3)対応するスタッフは、マスクや手袋を着用のうえ体調不良者との接触を避けて対応する。</p>	<p>医療機関、保健所、個人情報に関する記述は削除。</p>
<p>4ノ第2章ノ1. 基本的な感染予防対策 日常生活において出演者及びスタッフ等の感染予防対策として、以下のことを徹底する。また、これらの対策については、本人のみならず、その同居する家族等についても重要であることを周知する。なお、事務所等の執務環境における感染防止策については、「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(公益社団法人全国公立文化施設協会 https://www.zenkoubun.jp/covid_19/)を参照のこと。</p>	<p>4ノ第2章ノ1. 基本的な感染予防対策 日常生活において出演者及びスタッフ等の感染予防対策として、以下のことを徹底する。なお、事務所等の執務環境における感染防止策については、「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(公益社団法人全国公立文化施設協会 https://www.zenkoubun.jp/covid_19/)を参照のこと。</p>	<p>同居家族に関する記述は削除</p>
<p>4ノ第2章ノ1. 基本的な感染予防対策 (1)適切なマスクを鼻にフィットさせた正しい着用を徹底するとともに、マスク着用下においても咳をする時には腕で口を覆うまたは下を向く等の咳エチケットも実践する。</p>	<p>4ノ第2章ノ1. 基本的な感染予防対策 (1)適切なマスクを鼻・口にフィットさせた正しい着用を徹底する。</p>	<p>「口」を追加。 マスク着用下におけるさらなる咳エチケットについては削除。</p>

旧(令和4年5月16日策定版)	新(令和4年10月7日策定版)	備考
<p>4ノ第2章ノ1. 基本的な感染予防対策 (3)日々、十分な睡眠を取り、水分を摂取することをはじめ、健康管理に努める。 (4)日常生活において、感染リスクの高い場所への出入りは控え自己隔離に努める。</p>	<p>4ノ第2章ノ1. 基本的な感染予防対策 (削除)</p>	<p>日常生活に関する記述は削除</p>
<p>4ノ第2章ノ1. 基本的な感染予防対策 (6)楽器・楽譜を取り扱う者は手指消毒又は手洗い等日常的な感染防止対策に努める。</p>	<p>4ノ第2章ノ1. 基本的な感染予防対策 (削除)</p>	<p>楽器・楽譜を取り扱う者の日常生活に関する記述は削除</p>
<p>4ノ第2章ノ1. 基本的な感染予防対策 (7)新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA) (自治体独自の通知アプリ、QRコードを活用したシステムを含む)の利用を促す。</p>	<p>4ノ第2章ノ1. 基本的な感染予防対策 (削除)</p>	<p>COCOAに関する記述を削除</p>
<p>4ノ第2章ノ1. 基本的な感染予防対策 (8)自宅で定期的な検温を行い記録し、一週間毎に公演主催者又は所属事務所等に提出して確認を受ける。</p>	<p>4ノ第2章ノ1. 基本的な感染予防対策 (削除)</p>	<p>定期的な検温結果の提出については削除</p>

旧(令和4年5月16日策定版)	新(令和4年10月7日策定版)	備考
<p>4ノ第2章ノ1. 基本的な感染予防対策 (9)次のいずれかの症状又は事象がある出演者及びスタッフは自宅待機とし、適切なタイミングでのPCR検査の受診を促し、医師又は関係機関に相談し、その判断に基づき、主催者は公演参加の可否を決定する。 ・ 検温の結果、平熱と比べて高い発熱がある。 ・ 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、下痢、嘔気・嘔吐の症状があった。 ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触者であり政府所定の待機期間中である、又は濃厚接触者になる可能性がある。 ・ 政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴があり政府所定の待機期間中である、もしくは待機期間中の当該者との濃厚接触がある。</p>	<p>4ノ第2章ノ1. 基本的な感染予防対策 (5)次のいずれかの症状又は事象がある出演者及びスタッフは自宅待機とし、医師に相談しその判断を仰ぐ等、その地域の状況に応じた対応を取る。 ・ 体調不良の症状がある。 ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触者であり政府所定の待機期間中である。 ・ 政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴があり政府所定の待機期間中である。</p>	<p>「濃厚接触者になる可能性がある」は削除 「もしくは」以降は削除</p>
<p>4ノ第2章ノ1. 基本的な感染予防対策 (10)出演者・スタッフが職場・稽古場・公演会場等にて体調不良等を訴えた場合に備え、業態・雇用形態上、抗原簡易キットの導入が可能な事業所においては、抗原簡易キットでの検査を促し、検査陽性の場合には、PCR検査の受診を促し、さらに濃厚接触の可能性のある者にも検査を促す等の対応を検討する。 なお、抗原簡易キットの準備にあたっては、令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」(以下)を参照のこと。 https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf</p>	<p>4ノ第2章ノ1. 基本的な感染予防対策 (6)出演者・スタッフが職場・稽古場・公演会場等にて体調不良等を訴えた場合に備え、業態・雇用形態上、抗原検査キットの導入が可能な事業所においては、抗原検査キットでの検査を促し、検査陽性の場合には、健康フォローアップセンター等に連絡し、自宅待機等、その地域の状況に応じた対応を取る。その際、65歳以上の者及び65歳未満の重症化リスクのある者以外であって、症状が軽い又は無症状の方については、自らが検査した結果を健康フォローアップセンター等に連絡し、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受けることが可能であることに留意する。 なお、抗原検査キットの準備にあたっては、令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」(以下)を参照のこと。 https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf</p>	
<p>4ノ第2章ノ2. 練習・稽古における感染予防対策 (5)機器や手すり・ドアノブ等の特定多数が触れやすい場所の消毒を定期的かつこまめに行う。</p>	<p>4ノ第2章ノ2. 練習・稽古における感染予防対策 (5)不特定多数が触れやすい場所の定期的な消毒に努める。</p>	

旧(令和4年5月16日策定版)	新(令和4年10月7日策定版)	備考
<p>4ノ第2章ノ3. 関係者との連携体制の構築 (3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設管理者 <p>① 接触感染・飛沫感染・施設としてのリスクの評価とそれに基づく開催の可否。特に、多数の来場者が見込まれる公演や来場者の範囲が全国に及ぶ公演については、リスクが異なる事に注意し各都道府県の対応に基づき開催の可否を概ね一ヶ月前までに検討。</p>	<p>4ノ第2章ノ3. 関係者との連携体制の構築 (3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設管理者 <p>① 接触感染・飛沫感染・施設としてのリスクの評価とそれに基づく開催の可否。特に、多数の来場者が見込まれる公演や来場者の範囲が全国に及ぶ公演については、リスクが異なることに注意し各都道府県の対応に基づき開催の可否を概ね一ヶ月前までに検討。</p>	
<p>4ノ第2章ノ3. 関係者との連携体制の構築 (3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設管理者 <p>③ 当日体調を崩された出演者・スタッフを案内する別室の確保</p>	<p>4ノ第2章ノ3. 関係者との連携体制の構築 (3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設管理者 <p>③ 当日体調を崩し自力帰宅が困難な出演者・スタッフを案内する別室の確保</p>	
<p>4ノ第2章ノ3. 関係者との連携体制の構築 (3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 舞台、音響、照明等の機材や備品等の取扱者 <p>① 取扱者の特定 ② マイクロフォンなど複数名が使用する機材の消毒 ③ ピアノ等会場備付の楽器の消毒 ④ 感染リスクを避けるための対策 など</p>	<p>4ノ第2章ノ3. 関係者との連携体制の構築 (3)</p> <p>(削除)</p>	<p>機材や備品等の取扱者との連携に関する項目は削除</p>
<p>4ノ第2章ノ3. 関係者との連携体制の構築 (3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所 <p>① 公演会場のある地域における保健所の連絡先 など</p>	<p>4ノ第2章ノ3. 関係者との連携体制の構築 (3)</p> <p>(削除)</p>	<p>保健所との連携に関する項目は削除</p>
<p>4ノ第2章ノ4. 当日の会場入りの際の対策 (1) 公演当日及びリハーサル当日は会場入りする前に自宅等で検温し、平熱と比べて高い発熱がある場合、及び体調不良の症状(咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等の症状がある場合)があった場合は自宅待機とし、受診を促し公演主催者の指示を受ける。</p>	<p>4ノ第2章ノ4. 当日の会場入りの際の対策 (1) 公演当日及びリハーサル当日体調不良がある場合は自宅待機とし、必要あれば医師のアドバイスを求める。</p>	

旧(令和4年5月16日策定版)	新(令和4年10月7日策定版)	備考
4ノ第2章ノ4. 当日の会場入りの際の対策 (2) 適切なマスクの正しい着用を徹底し、 マスク着用下においても咳をする時には腕で口顔を覆うまたは下を向く等の咳エチケットも実践する。 会場入りに際しマスクを着用していない出演者・スタッフには、施設内では原則としてマスクの着用を求め、配布や販売できる適切なマスクを準備する。	4ノ第2章ノ4. 当日の会場入りの際の対策 (2) 適切なマスクの正しい着用を徹底し、会場入りに際しマスクを着用していない出演者・スタッフには、施設内では原則としてマスクの着用を求め、配布や販売できる適切なマスクを準備する。	マスク着用下における更なる咳エチケットについては削除
4ノ第2章ノ4. 当日の会場入りの際の対策 (3) 記録した検温結果を公演主催者に報告する。	4ノ第2章ノ4. 当日の会場入りの際の対策 (削除)	検温結果報告については削除
4ノ第2章ノ4. 当日の会場入りの際の対策 (5) 控室、楽屋では、十分な間隔(最低1m)を保つ。	4ノ第2章ノ4. 当日の会場入りの際の対策 (4) 控室、楽屋では、十分な間隔を保つ。	「最低1m」は削除
4ノ第2章ノ5. 演目・プログラムの対策 演目・プログラムの選定は、 会場のある自治体の感染状況や各都道府県の発している方針を踏まえて検討する。又、公演内容での感染リスクを避ける観点から、可能な限り次の点について考慮する。	4ノ第2章ノ5. 演目・プログラムの対策 演目・プログラムの選定は、公演内容での感染リスクを避ける観点から、次の点について 配慮する。	
4ノ第2章ノ5. 演目・プログラムの対策 (1) 公演主催者は 感染防止対策の対応がどの程度実施できるかを踏まえて 演目・プログラムを検討するよう努める。	4ノ第2章ノ5. 演目・プログラムの対策 (1) 会場のある自治体の感染状況や各自治体の発している方針を踏まえながら、 公演主催者は 感染防止対策や感染リスク許容がどの程度できるかを踏まえて 演目・プログラムを検討するよう努める。	
4ノ第2章ノ5. 演目・プログラムの対策 (該当なし)	4ノ第2章ノ5. 演目・プログラムの対策 (2) 舞台上のスペースに対して出演者間の十分な距離が取れる 演目・プログラムを可能な限り検討する。	
4ノ第2章ノ5ノ(2) (該当なし)	4ノ第2章ノ5ノ(3) 以下、奏者・歌手間の距離(客席との距離は含まない)に関して、 感染予防の観点から好ましい距離を提案しているが、芸術表現上の観点から感染リスクを受容しこれらの提案よりも縮めることは各団体の判断である。	
4ノ第2章ノ5ノ(2) ・ 鍵盤楽器、管弦打楽器(ソロやデュオ～室内楽、吹奏楽、オーケストラについても含む) ① ソロやデュオ～室内楽では、すべての演奏者は十分な間隔(最低1m)を保持する。	4ノ第2章ノ5ノ(3) A 鍵盤楽器、管弦打楽器(ソロやデュオ～室内楽、吹奏楽、オーケストラについても含む) ① ソロやデュオ～室内楽では、すべての演奏者は十分な間隔を保持するよう努める。	「最低1m」は削除

旧(令和4年5月16日策定版)	新(令和4年10月7日策定版)	備考
<p>4ノ第2章ノ5ノ(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 鍵盤楽器、管弦打楽器(ソロやデュオ～室内楽、吹奏楽、オーケストラについても含む) <p>②舞台上の演奏者の位置から客席最前列までの距離について、舞台前方で管楽器の演奏を行う場合は最低でも演奏位置から水平距離で2m以上の距離を置くよう努める。それが困難な場合は、アクリル遮蔽板の設置などの同等の効果を有する措置を実施する。</p>	<p>4ノ第2章ノ5ノ(3)</p> <p>A 鍵盤楽器、管弦打楽器(ソロやデュオ～室内楽、吹奏楽、オーケストラについても含む)</p> <p>②舞台前方で客席に向かいトランペット・トロンボーンを吹奏する場合は、演奏位置から客席最前列まで水平距離で2m以上の距離を置くよう努める。</p>	<p>アクリル遮蔽板設置については削除</p>
<p>4ノ第2章ノ5ノ(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 鍵盤楽器、管弦打楽器(ソロやデュオ～室内楽、吹奏楽、オーケストラについても含む) <p>③舞台上に多くの演奏者が出演する吹奏楽、オーケストラ等の場合は以下の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 指揮者は演奏者との距離を2m以上確保する。 トランペット・トロンボーンは前方の演奏者との距離を最低でも1.5m(可能な限り2m)を確保する。 演奏上または表現上の理由により演奏者間を従来の間隔で演奏する場合は、舞台上の換気の確保により一層留意する、練習時に換気に注意をしたうえで楽器用マスクやアクリル遮蔽板を使用する、リードを単体で吹いたり水抜きの際は布などで飛沫飛散を防ぐ、など複数の手法を組み合わせることで感染リスクを下げるよう努める。なお水抜きの布などは適切に消毒しビニール袋に入れ密閉して持ち帰る。 	<p>4ノ第2章ノ5ノ(3)</p> <p>A 鍵盤楽器、管弦打楽器(ソロやデュオ～室内楽、吹奏楽、オーケストラについても含む)</p> <p>③大規模編成の吹奏楽、オーケストラ等の場合は以下の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 舞台上の換気の確保についてはより一層留意する。 トランペット・トロンボーンは前方の演奏者との距離を最低でも1.5m確保するよう努める。 	<p>指揮者との間隔は削除</p> <p>「可能な限り2m」は削除</p> <p>従来の間隔で演奏する場合、及び水抜きの布等の処理については削除</p>
<p>4ノ第2章ノ5ノ(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 鍵盤楽器、管弦打楽器(ソロやデュオ～室内楽、吹奏楽、オーケストラについても含む) <p>④指揮者・演奏者は舞台上で会話をする際はマスクを正しく着用する、もしくは、2m以上の距離を確保する。</p>	<p>4ノ第2章ノ5ノ(3)</p> <p>A 鍵盤楽器、管弦打楽器(ソロやデュオ～室内楽、吹奏楽、オーケストラについても含む)</p> <p>(削除)</p>	<p>舞台上での会話に関する項目は削除</p>

旧(令和4年5月16日策定版)

新(令和4年10月7日策定版)

備考

<p>4ノ第2章ノ5ノ(2) ・ 声楽 ①歌唱位置から客席最前列までの距離について、水平距離で最低でも3m以上の距離を置く。これらが困難な場合には、換気に注意をしたうえでアクリル遮蔽板の設置などの措置を講ずる。</p>	<p>4ノ第2章ノ5ノ(3) B 声楽、合唱、オペラ ①歌手のアクティグエリアから客席最前列まで水平距離で2m以上の距離を置くよう努める。</p>	<p>アクリル遮蔽板設置については削除</p>
<p>4ノ第2章ノ5ノ(2) ・ 声楽 ②複数の歌手が出演する公演では、すべての歌手は最低でも1m以上の距離を保持し、近距離で向かい合うスタイルや、激しい体の動きを伴ったり移動しながら歌ったりする演出は避ける。</p>	<p>4ノ第2章ノ5ノ(3) B 声楽、合唱、オペラ (削除)</p>	<p>複数の歌手が出演する場合には削除</p>
<p>4ノ第2章ノ5ノ(2) ・ 声楽 ③合唱が出演する公演では、歌手が原則として同一方向を向き、演奏途中で移動しないことを前提に、列の間が最低でも1mの市松模様状※1となるよう編成する。これらが困難な場合には、マスクの正しい着用等と、それらに応じた適切な対人距離※2を確保するなどの同等の効果を有する措置を講ずる。 ※1 結果として、歌手間の距離は、概ね前後2m、左右1mとなる。 ※2 歌手間の距離は、マスク着用の場合は概ね前後1m、左右50cm、フェイスシールド又はマウスシールド着用の場合は概ね前後1m、左右1mとする必要がある。</p>	<p>4ノ第2章ノ5ノ(3) B 声楽、合唱、オペラ ②合唱が出演する公演では、歌手の間が最低でも1mの市松模様状となるよう努める。</p>	<p>市松模様状が困難な場合について、「※1」「※2」は削除</p>

旧(令和4年5月16日策定版)	新(令和4年10月7日策定版)	備考
<p>4ノ第2章ノ5ノ(2)</p> <p>・ 声楽</p> <p>④声楽に伴う飛沫の飛散は、舞台上の換気の状態や湿度・温度等によりリスクが高まる可能性があることを十分に認識し、適切な換気※3を行うとともに、医療の専門家の助言を受けて、総合的な対策を講ずるよう努める。</p> <p>※3 二酸化炭素濃度1,000ppm以下を維持することが見込まれ、二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準の維持が確認できること(機械換気設備による換気量が30m³/時以上に設定されており、当該換気量が実際に確保されている場合はこの限りではない。)</p>	<p>4ノ第2章ノ5ノ(3)</p> <p>B 声楽、合唱、オペラ</p> <p>③オペラ等の大規模公演については、上記の対策に加え、演出上の工夫をする等、複数の手法を組み合わせ、総合的な感染対策を講ずる。</p> <p>④声楽及び合唱に伴う飛沫の飛散は、舞台上の換気の状態や湿度・温度等によりリスクが高まる可能性があることを十分に認識し、適切な換気※1を行うとともに、医療の専門家の助言を受けて、総合的な対策を講ずるよう努める。</p> <p>※1 二酸化炭素濃度1,000ppm以下を維持することが見込まれ、二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準の維持が確認できること(機械換気設備による換気量が30m³/時/人以上に設定されており、当該換気量が実際に確保されている場合はこの限りではない。)</p>	
<p>4ノ第2章ノ5ノ(2)</p> <p>・ オペラ等の総合舞台芸術</p> <p>①オペラ等の大規模公演については、上記の器楽の対策及び声楽の対策を基本とし、演出上の工夫(歌手間の距離や歌唱方向、装置や衣装の工夫等)や舞台上の換気の確保に一層留意するなど、複数の手法を組み合わせ、総合的な感染対策を講ずる。</p>	<p>4ノ第2章ノ5ノ(3)</p> <p>(削除)</p>	<p>オペラ等についてはBの③に記載</p>
<p>4ノ第2章ノ6. リハーサル、公演時の舞台上での対策</p> <p>(1) リハーサル中は、演奏者・スタッフは会話をする場合には適切なマスクを正しく着用する。マスク着用下においても咳をする時には腕で口を覆うまたは下を向く等の咳エチケットも実践する。会話する際はマスクを着用していなければ十分な距離を確保する。</p>	<p>4ノ第2章ノ6. リハーサル、公演時の舞台上での対策</p> <p>(1) リハーサル中は、演奏者・スタッフは会話をする場合には適切なマスクを正しく着用する。会話する際はマスクを着用していなければ十分な距離を確保する。</p>	<p>マスク着用下における更なる咳エチケットについては削除</p>

旧(令和4年5月16日策定版)

新(令和4年10月7日策定版)

備考

<p>4ノ第2章ノ6. リハーサル、公演時の舞台上での対策 (2)舞台上への楽器、椅子及び譜面台等備品の搬入、セッティング及び搬出時、又、譜面台への楽譜のセッティング、回収の際は、特定の人が担当し手袋を着用する等不特定多数が触れないようにする。 (3)舞台上の椅子や譜面台はこまめに消毒する。</p>	<p>4ノ第2章ノ6. リハーサル、公演時の舞台上での対策 (削除)</p>	<p>舞台備品に関する項目は削除</p>
<p>4ノ第2章ノ6. リハーサル、公演時の舞台上での対策 (5)舞台上でのセッティングにあたっては、演者が発声する・激しい呼吸を伴う運動や管楽器の演奏を行う場合は第2章5. (2)を参照のうえ適切な距離を確保する等、芸術表現上又は演奏上難しい場合は使用する客席の位置を舞台から十分離す。</p>	<p>4ノ第2章ノ6. リハーサル、公演時の舞台上での対策 (3)舞台上でのセッティングにあたっては、演者が発声する・激しい呼吸を伴う運動や管楽器の演奏を行う場合は第2章5. (3)を参照のうえ適切な距離を確保する等、芸術表現上又は演奏上難しい場合は使用する客席の位置を舞台から十分離す。</p>	
<p>4ノ第2章ノ6. リハーサル、公演時の舞台上での対策 (6)管楽器の結露は床に直接落とさず布、紙などに吸収させ演奏者自らが指定の場所に捨てる。</p>	<p>4ノ第2章ノ6. リハーサル、公演時の舞台上での対策 (4)管楽器の結露は床に直接落とさず布、紙などに吸収させ演奏者自らが適切に消毒しビニール袋に入れ密閉して持ち帰る。</p>	
<p>4ノ第2章ノ7. 舞台裏、控室・楽屋等での対策 舞台裏、控室・楽屋等の利用については不特定多数が触れやすい場所の消毒を定期的かつこまめに行うと共に原則として常時換気を行い、必要に応じて扇風機、サーキュレーターによる換気を行うと共に、扉や窓等を解放し外気を取り入れる等、実効的な換気量(20m³/時以上)を保持できるように努める他、接触を抑制する観点から、次のような行動に努める。</p>	<p>4ノ第2章ノ7. 舞台裏、控室・楽屋等での対策 舞台裏、控室・楽屋等の利用については不特定多数が触れやすい場所の消毒を定期的に行うと共に原則として常時換気を行い、扉や窓等を解放し外気を取り入れる等、実効的な換気量(可能な限り30m³/時/人以上)を保持できるように努める。必要に応じて扇風機、サーキュレーターを用いることは換気量を増やすために有効であるが、人の呼吸域の高さ(立位で150cm程度、座位で120cm程度)において横向きの風を出した場合には、飛沫がより遠くまで飛散することがあるので、高さの設定には注意が必要である。また、接触を抑制する観点から、次のような行動に努める。</p>	<p>「かつこまめに」は削除。</p>
<p>4ノ第2章ノ7. 舞台裏、控室・楽屋等での対策 (4)食事の前、トイレの後、結露水や唾液・飛沫が付着していると考えられる部位に触れた後、目・鼻・口に触れる前は、手洗い、手指の消毒をする。</p>	<p>4ノ第2章ノ7. 舞台裏、控室・楽屋等での対策 (4)食事の前、トイレの後、結露水や唾液・飛沫が付着していると考えられる部位に触れた後は、手洗い、手指の消毒をする。</p>	<p>「目・鼻・口に触れる前」は削除</p>

旧(令和4年5月16日策定版)	新(令和4年10月7日策定版)	備考
<p>4ノ第2章ノ7. 舞台裏、控室・楽屋等での対策 (5)控室や楽屋で飲食をとる際は、十分な距離(最低1m)を保ち必要に応じて透明ビニールカーテン等の設置対策を徹底する。</p>	<p>4ノ第2章ノ7. 舞台裏、控室・楽屋等での対策 (5)控室や楽屋で飲食をとる際は、十分な距離を保ち必要に応じて透明ビニールカーテン等の設置対策を検討する。</p>	<p>「最低1m」は削除</p>
<p>4ノ第2章ノ7. 舞台裏、控室・楽屋等での対策 (6)飲料水は持参するよう周知する。 (7)使い捨ての紙皿や紙コップを使用する。 (8)飲食後のごみはビニール袋に入れて密閉して縛り、持ち帰りとするを推奨する。 (9)トイレでは、十分な間隔(最低限1m)を空けて整列するよう周知する。</p>	<p>4ノ第2章ノ7. 舞台裏、控室・楽屋等での対策 (旧(6)～(8)は削除) (6)トイレでは、十分な間隔を空けて整列するよう周知する。</p>	<p>飲料水持参、使い捨て食器、ごみの処理については削除。「最低限1m」は削除。</p>
<p>4ノ第2章ノ8. 出演者やスタッフで感染が疑われる人が出たときの対応 (1)体調不良者に適切なマスクを正しく着用させ、速やかに別室へ案内し、隔離する。</p>	<p>4ノ第2章ノ8. 当日、出演者やスタッフで体調不良者が出たときの対応 (1)自力で帰宅できる状態であれば、すみやかに帰宅させる。 (2)自力で帰宅できない容態であれば体調不良者に適切なマスクを正しく着用させ、速やかに別室へ案内し、救急車を手配する。</p>	
<p>4ノ第2章ノ8. 出演者やスタッフで感染が疑われる人が出たときの対応 (2)対応するスタッフは、マスクや手袋を着用のうえ対応する。</p>	<p>4ノ第2章ノ8. 当日、出演者やスタッフで体調不良者が出たときの対応 (3)対応するスタッフは、マスクや手袋を着用のうえ対応する他、求めに応じて保健所からの聞き取り等に協力する。</p>	
<p>4ノ第2章ノ8. 出演者やスタッフで感染が疑われる人が出たときの対応 (3)速やかに、あらかじめ特定しておいた医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受ける。 (4)保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、氏名及び緊急連絡先を把握し名簿を作成する等、必要な情報提供を速やかに行えるよう体制を整える。 (5)スタッフによって取得した個人情報の名簿は、漏洩することがないように1か月以上を目安に適切に管理・保存の上、適切に破棄する。</p>	<p>4ノ第2章ノ8. 当日、出演者やスタッフで体調不良者が出たときの対応 (削除)</p>	<p>保健所による聞き取りへの協力については、同項(3)に記載</p>

旧(令和4年5月16日策定版)	新(令和4年10月7日策定版)	備考
<p>4ノ第2章ノ9. 公演終了後の対応 公演終了後は、次のように行う。</p> <p>(1) 来場者と接触するような行動は極力控える。</p> <p>(2) サイン会やお客様からのプレゼントや花束等の受理は極力控える。</p> <p>(3) 舞台裏、控室や楽屋には長居せず、速やかに着替え等を済ませて、換気のよい場所へ移動するよう心掛ける。</p> <p>(4) 公演後の関係者等による会食等は、公演開催地の都道府県の制限に沿い、基本的な感染対策の徹底や飲食店等の利用時の対策に十分注意するよう促す。</p>	<p>4ノ第2章ノ9. 公演終了後の対応 公演終了後は、次のように行う。</p> <p>(1) 舞台裏、控室や楽屋には長居せず、速やかに着替え等を済ませて、換気のよい場所へ移動するよう心掛ける。</p> <p>(2) 公演後の関係者等による会食等は、公演開催地の都道府県の制限に沿い、基本的な感染対策の徹底や飲食店等の利用時の対策に十分注意するよう促す。</p>	<p>来場者との接触の制限に関する記述を削除。</p>
<p>後文 本ガイドラインの策定にあたりましては、政府及び専門家の助言を経て策定したものです。</p>	<p>(後文は削除)</p>	<p>旧後文の内容は「2 本ガイドラインの位置付け」に記載</p>